



「五・二〇開港」を弾劾する

独占資本・政府は、三里塚「五・二〇開港」を強行した。だがそれは、世界に例をみない、けん銃、ライフル銃までもちだした一万三千人の機動隊の包囲という中で、「開港式典」も少人数による三〇分というコソコソと行なわれ、当初予定されていた五千人の祝賀セレブションも中止されるということに示される。

ようやく、文字通り鬪う労働者人民の憤激の炎に包まれ、まったく孤立したかたちで遂行されたのであった。

「五・二〇開港」阻止の鬭いは、反対同盟を中心にして、ありとあらゆる手段をもって闘われた。その中の開港強行は、福田の「やれやれ、一段落だ」という感想とは裏腹に、より一層の労働者人民の怒りをよびおこさざるをえないし、又、三里塚空港の様々な欠陥を露呈し始めている。

百数十億円の税金を使って、高圧電流をも流した三重のバリケードを建設し、マンホールをふさいだにもかかわらず、その「安全」は諸国から疑問を出されている。

港の欠陥は、すでにパイロットからも指摘された。燃料輸送パイプラインの不在から列車輸送をしているが、土屋中継基地の構造的欠陥が明らかにされたし、又、動労千葉は燃料輸送阻止の闘いを組織している。更に、開港後の騒音は、「テスト飛行」時をはるかに上まわる百ボン(騒音規制法では、住宅地で昼間ですら六〇ボン以上が規制の対象とされている)を記録しており、騒音公害に反対する周辺住民の鬱いの高まりは不可避である。その他、これまでも言わってきた、狭く重り合った空域、乱気流、アクセスなど、三里塚空港の欠陥は、あげればきりがない状態なのである。

五・二三狹山集会で、三里塚芝山連合空港反対同盟婦人行動隊長谷川たけさんは、「これからが完全廢港への本当の鬱い

# 新治安立法、破防法攻撃粉碎 攻勢を持続し、 三里塚完全焼港へ

だ」と宣言した。三里塚鬱争は、これからが正念場であり、一三年の鬱いの一切が問われる段階へと突入したのである。

この反対同盟を中心として持続する鬱いに対し、政府・資本階級は、依然として欺瞞的な「話し合い」路線による反対同盟と支援団体の分断を狙い、「成田治安立法」による三里塚鬱争の全面圧殺を企てている。そして、開港阻止の鬱いを闘い抜き、不適に逮捕された労働者に対する「免職」等の当局の弾圧がかけられており、総評・民同はそれに手を貸しているのである。

ブルジョアどもは言う、「過激派は、農民運動ではなく革命を目指しているのであり、三里塚鬱争を利用しているのだ」と。然り、我々は革命を目指しているのだ(もちろん、ブルジョアどもが言うように革命と農民運動は対立するものでは決してない)。

「革命を、少數の煽動家の悪意に帰していたような迷信の時代は、遠いむかしのことである。今日ではだれでも、革命的激動のあるところ、その背後には、すでにあるびた諸制度のためにその実現をさまたげられているが、かならずなんらか

本号の内容

治安体制を強めるブルジョア專制打倒の鬱い

5・23 狹山鬱争に三万人決起

// 5頁

徐俊植氏への「社会安全法」適用一再収監を弾劾する

// 6頁

国鉄値上げ申請

// 8頁

日米首脳会談

動乱・内戦深まるアフリカ大陸 // 9頁  
書評一『障害者教育研究』

# マルクス・レーニン主義通信

月刊 1部100円

共産主義者同盟(全国委)  
マルクス・レーニン主義派

編集発行人 目黒安雄  
横浜港南郵便局私書箱 16号  
振替 横浜 3719

## マルクス・レーニン主義通信

1978年6月10日

の社会的要件があるはずだ、ということを知っている。その要求はまだ、すぐ成功するところが確実なほど、強くかつ広く、感じられてはいないかも知れない、しかし、これを強圧

三里塚空港は、一九六二年の池田内閣時に、第二国際空港建設が決定されから、候補地が二転三転した後、六六年に突如として三里塚が選ばれたことに端を発している。

三里塚空港は、六五年の日本資本主義の恐慌後の輸出の増大、日「韓」条約締結を出发点とした侵略の公然化というなかで、当初から軍事的性格を有していた。そして、日本帝国主義が頽廃し、未曾有の危機にあえぐ七〇年代において、日米「韓」の軍事同盟が再編強化されることに伴って、三里塚空港の軍事的性格も又、具体的なものとなつたのである。

そのことは、日本帝国主義の建て直しの任務を双肩に担つたノ本流ノ福田内閣が、自己の政権の危機も顧みず、日米共同声明の確認の下に「開港」を指示し、朝鮮半島、東南アジアに対する軍事体制の一環としての国内の民間空港整備計画に着手したこととして表現されている（最近においては、政府が三里塚空港への米軍の空港施設設置を承認している）。

侵略ノ他民族の抑圧は、言うまでもなく賃金奴隸制の維持を目的とするものであり、搾取と収奪の強化を伴うものである。従つて、三里塚（軍事）空港に反対する鬪いは、日本帝国主義の侵略路線を暴露し、同時に反対運動に対する権力の強権的、暴力的弾圧の強化に対する反動を暴露し、粉碎する一大政治闘争として発展してきたのであった。それ故に三里塚闘争は、多くの労働者、学生、人民の政治的意識を覺醒し、階級対立の非和解性を明らかにし、実力闘争こそが資本階級の権力を追いつめることができることを教えたのである。そのことは、日本共産党、革マル派との訣別というかたちで、日和見主義の基盤たる合法主義を許さないものとして、今日の三里塚闘争の地平を築いているのである。

第二に、三里塚空港建設が、日本資本主義の「高度成長」期に決定されたこと、すなわち、農民の急速な分解と抑圧が進行するなかで、独占資本・政府によって強行されてきたことを明らかにしなければならない。空港建設は、文字通り三里塚の農民の生活を犠牲にするかたちで進められてきたのである。

資本主義の発展は、法則的に農民層の分解を促進し、多くの農民を労働者層の中にたたきこむ。「高度経済成長」にしても例外ではありえなかった。そしてそれは、自民党の農政に規定されて、ノ総兼業化ノとして進行し、

しようとするところには、いずれも、ただその要求をますます強烈にし、ついにはその束縛をたらきるだけである」（マルクス・エンゲルス『革命と反革命』）。

### 三里塚闘争の政治的攻勢を

農民の（半）プロレタリア化が進んだ。そして、出稼ぎ農民、「サラリーマン農民」の増加は、「高度経済成長」を支えた労働者の低賃金の基盤の重要な要素となつたのであった。今日、生活破壊を強要された農民は、独占資本に反対する勢力として形成されつつあるのであり、そのことは自民党の支持層の傾向的低落として表現されているのである。

もとより我々は、農民の立場、農民の運動一般を無条件に支持するものではない。否、むしろその限界性を説くものである。だが、レーニンが言うように、「分解し、プロレタリア化を深める農民の利益は、例え土地を所有しているからといって、賃金労働者の利益と矛盾しない」。

社会党、共産党は、自民党農政は農民を無視しているから悪い、農業の条件を改善しなければならない、農産物を国外に依存するのではなく、国内の農業を見直し、再建せよ、と訴えている。すなわち、農民ノ小ブルジョアの利益の擁護を叫んでいるのである。

だが、このような主張はすでにレーニンによつて批判されている。「もちろん、ブルジョア改良主義者や、彼らのなかでもとくに今日のカウツキー主義者たちは、この種の事実の意義を弱めようとして、つぎのように指摘している。すなわち、原料は、「高価で危険な」植民政策を行わないで、自由市場で得ることが「可能であろう」とか、農業一般の諸条件を『たんに』改善するだけで、原料の供給をすばらしく増大させることができる」

ヨア改良主義者や、彼らのなかでもとくに今日のカウツキー主義者たちは、この種の事実の意義を弱めようとして、つぎのように指摘している。すなわち、原料は、「高価で危険な」植民政策を行わないで、自由市場で得ることが「可能であろう」とか、農業一般の諸条件を『たんに』改善するだけで、原料の供給をすばらしく増大させることができ

る。そして、三里塚の農民の鬪いは、ブルジョア国家を打倒しなければならないという意識によって初めて計画的に工業と農業、都市と農村の対立を廢止することが可能となること、これらのことと農民の間で宣伝し、先進的な農民に労働者階級の立場に立つよう煽動するとともに、この観点から農業、農民の問題についての労働者の啓もうに努めるのである根拠なのである。

それ故に先進的労働者は、「國益」ということが他ならぬ資本家階級の利益に他ならぬことを暴露し、三里塚空港の反階級性を暴きだすとともに、闘う農民を労働者階級の側に獲得するものとして三里塚闘争を闘い抜かなければならぬ。

七八春闘は、経済主義、組合主義の無力さを満天下にさらけだした。政治闘争と経済闘争の結合をかちとり、体制そのものに対する革命的闘争こそが必要であることが明らかとなつたのだ。

言うまでもなく、労働者階級こそがすべての鬪いを最も最後まで闘い抜くことができる。三里塚闘争をプロレタリア的政治闘争として更に発展させなければならない。

攻勢を持続し、実力をもって三里塚完全廢

港をかちとれ！

我々は、社、共のようないブルジョアの利益に追従するのではなく、「農業は発展が工業にたらおくれている。——これは、すべての資本主義国に固有の現象であつて、しかも

この現象は、国民経済の種々の部門間の約合の破壊や、恐慌や物価騰貴のもつとも奥深い原因の一つを成すものである」と、「工業と農業との矛盾は、資本主義によつてとりのぞかれなかつたばかりか、反対に、それによつてますます拡大し激化しつつある。主として商業と工業の分野で形成される資本の抑圧は、ますますますよく農業のうえにのしかかっている」（レーニン『農業における資本主義の發展法則についての新資料』）ということ、資本主義の發展は常に農業を犠牲にして進行すること、これは社共の言うように自民党的悪政によるものではなく、資本主義が資本主義であるかぎり、取得が私的であるかぎり不可避であること、農民も又独占資本、金融資本に従属させられていること、今日の資本主義の生産の發展段階は、農村の生活の計画的な改善を実現しうる能力を有していること、しかしながら、資本主義と生産手段の私有とはありえないこと、従つて、労働者階級の独裁を樹立し、生産手段の共有を実現することによって初めて計画的に工業と農業、都市と農村の対立を廢止することが可能となること、これらのことと農民の間で宣伝し、先進的な農民に労働者階級の立場に立つよう煽動するとともに、この観点から農業、農民の問題についての労働者の啓もうに努めるのである根拠なのである。

## マルクス・レーニン主義通信

# 治安体制を強めるブルジョア專制打倒の闘いを

## あいつぐ治安立法

政府・資本家階級は、三里塚闘争などの闘いの昂揚に対して、あいつぐ治安立法を画策し、反動的・暴力的支配を一段と強めんとしている。それは、七八春闘の完敗・総評民同、社共の日和見主義と手を切って闘われた三里塚開港阻止の闘いに対する、ピストル使用、「射殺やむなし」の世論形成策動、破防法洞喝などの鎮圧攻撃を突破口に、ブルジョア專制を一層強化し、その下への労働者人民の隸属を今まで以上に強いるものに他ならない。

### (イ) 「成田新治安立法」

新治安立法＝「新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法」は、空港及び空港関連施設から三キロ以内に存在する建築物、工作物について、それが「暴力主義的破壊活動者の集合」「爆発物、火炎弾等の物の製造、保管の場所」「航空機の航行に対する妨害」に使用された場合、運輸大臣の権限で使用禁止命令を出すことができる、というものである。

これは言うまでもなく、直接的にはブルジョア共が公言しているように、三里塚の団結小屋を破壊し、反対同盟をはじめとする闘う人民を三里塚から暴力的に排除することを目的としている。

そればかりではない。第一に、「新東京国際空港の機能を確保するために必要な施設」とは、パイプラインをはじめとして通信施設など数多くのものが散在しており、三キロの範囲の「規制区域」とは、実に広大な面積を占めることである。

第二に、「暴力主義的破壊活動者」とは、それがあると認められる者をいう」ということから、極めて主観的に、空港に反対の意志をもつ人間は、近い将来暴行的活動を行うかもしれないとして「暴力主義的破壊活動者」に認定されることになるのである。つまり、第一と第二をみれば、新治安立法は、パイプライン建設に反対する住民運動など、空港関係のすべての運動にかけられてきているのである。

そして第三に、運輸大臣が認定、判断し、同じく運輸大臣が規制主体であること、この

判斷者と規制者が同一であるということは、ブルジョア法のたてまえからもはずれるものである。しかも、運輸大臣が決めた職員は、令状も不用で、刑事訴訟法にもしばられることがないのである。すなわち、「規制区域」は、憲法を頂点とする法支配とは隔絶された、文字通りのブルジョア権力の專横地帯となるのだ。

更に第四に、この新治安立法は、すべての地域住民運動鎮殺への出発点となることである。新治安立法を前例として、他の住民運動弾圧のために、続々と「緊急措置法」が出される危険性が十二分にあるということに他ならない。

このように、「成田新治安立法」は、前代未聞の反動法なのである。

### (ロ) 「弁護人ぬき裁判法」

「弁護人ぬき裁判特例法」は、読んで字のごとく、死刑・無期もしくは短期三年以上の刑に該当するいわゆる「必要的弁護事件」においても弁護人なしで審理を進めることができないようにするものである。

それに加えて、政府・自民党は、弁護士法の改悪まで主張し、弁護士の統制を狙っている。このような、裁判・弁護士のブルジョア的統制の強化は、労働者人民への支配と圧迫を強めるものであることは火を見るよりも明らかである。

この「弁護人ぬき裁判特例法」案の国会審議中に、最高裁長官岡原は、法案支持を公然と表明した。このことは、「三権分立」のたてまえを自らふみにじるものであり、裁判官の強権的指揮、司法の反動化を象徴するものである。

裁判闘争は階級闘争の一環である。労働者にとって、「司法の独立」などは幻想であり、資本、検察のみならず裁判所とも闘わなければならぬことは、裁判闘争を経験した者ならだれでも知っていることである。労働者階級は、階級闘争の発展をかちとるものとして「弁護人ぬき裁判法」を粉碎しなければならないのである。

(ハ) 「大規模地震対策法」  
「大規模地震対策特別措置法」案をめぐつて、地震予知段階での自衛隊の事前出動が争点となっている。それが治安出動になるかならないかという形で。

支配者階級にとって、関東大震災をみると

でもなく、災害対策と治安対策は一体のものとしてある。しかも、今回の法案では、命令系統は、首相→防衛庁長官→自衛隊となつており、三里塚闘争に際して、「全国的に(過激派が)蜂起する時は警察を支援する考えでいかねばならぬ。……自衛隊は……上陸した敵は百発百中で殺す」と防衛庁長官金丸が言いい、福田が、「自衛隊の事前出動の結果、副次的に(治安上の)効果が出て来て、どこが悪い。かえって「国費の節約になる」と語つて、このことを考えれば、「大規模地震対策法」の意図するところは明らかである。

「朝鮮有事の際に自衛隊が難民救助に出る」とあり得る」という外務省、防衛庁の見解を見るまでもなく、自衛隊はまぎれもない帝国主義軍隊である。それは、ブルジョア国家権力の主要な力の道具であり、階級対立が激化するにつれて、ますます強化するのである。日本帝国主義ブルジョアジーは、自衛隊治安出動のための政治的条件を整えつつあるのであり、それは、政治闘争の新たな段階と対応するものに他ならない。

### (ニ) 「刑法 全面 改正」

「刑法全面改正」策動は、七四年の法制審答申から五年目にはいり、「意見を聴く会」という「秘密」の公聴会が全国各地で行われ、国会上程へ向けて着々と進められているのである。

「改正刑法」案の大きな特徴のひとつとして保安処分の新設をあげなければならない。保安処分は、「精神障害者」は「危険」であるとの差別的偏見を煽り、その上に立つて「精神病障害者」を強制的に隔離・収容するものである。更に、資本家階級の意志が容易に浸透しえない者を、すべて「精神病質者」として永久に隔離することを可能にするものである。従つて、「予防拘禁」、「常習類犯」に対する不定期刑(事実上の無期)などとあわせて、「罪を憎んで人を憎まず」というブルジョア法の原則すら放棄し、思想を裁き、「犯罪者」を永久に監獄につなぐ途を開くことになるのである。

その上、内乱罪、騒動罪等、おしなべての重罰化は、労働者人民の闘いに対する弾圧のエスカレートであることは明白白々である。

又、公務員の機密漏洩、企業秘密の漏洩罪

1978年6月10日

## マルクス・レーニン主義通信

の新設は、國家、企業の機密を保護し、権力犯、企業犯罪を隠蔽するとともに、その糾明の運動を弾圧するものである。

そして、無賃乗車罪の新設や風俗を害する罪の強化などは、社会秩序を刑罰をもって威圧することを目的としている。

このような、社会生活のすべての面にわたる権力的、暴力的統制の強化は、労働者人民の隸属を強めることに他ならない。

「刑法全面改正」に反対する闘いは、極めて階級的な闘いである。ブルジョア法秩序の反動的強化に対する労働者の階級闘争が必要なのであり、階級闘争の発展をかちとるために、ブルジョア専制を打倒する闘いを前進させるために、「刑法全面改正」に反対して闘いぬかなければならない。

## 強 固 な

## プロレタリア革命党を

このような一連の反動法（案）に対する社会党、共産党の態度は、「憲法に反する」「民主主義に反する」というものでしかなかった。それは、独占資本家たちに悪いことはしないでくれという小ブルジョア的説教に他ならぬかなければならない。

全ての労働者諸君！  
全ての読者、支持者諸君！  
わが同盟は、これまでの共産主義的宣伝、煽動、組織の活動を、一層発展させ、充実したものとするために、夏期一時金カンパの圧倒的結集を訴える。

これまでわが同盟は、『マルクス・レーニン主義通信』を、「集団的宣伝者、集団的煽動者、集団的組織者」として打ち鍛えられたく、一切の精力を集中してきた。この努力は、全国政治新聞による宣伝、煽動こそが、労働者の階級的意識の発展をかちとることができるということと、同時に、それを軸とした組織の建設によって、はじめて過去の共産主義者同盟の弱点、誤謬を克服し、眞のマルクス・レーニン主義党を建設することができるという確信に裏打ちされたものであった。

今日、共産同系組織の統合の気運が出はじめているが、今なお、実現の段階までは幾多の困難が横たわっている。それは、これまでの共産同系組織の弱点を克服することを、今もなおかたくなに拒否している組織のみならず、宣伝、煽動活動の重要性を

## 夏期一時金の圧倒的カンパを

このように、社会主義的理想の『一般の革命性』、『社会主義の生きた魂』だけは、それが革命性だけは、すでにさろうという『マルクス主義の生きた魂』だけは、その革命性だけは、すでにさろうという『第二インターの崩壊』）カウツキー主義であり、資本家階級の分遣隊である。それは、最も成熟した日和見主義である。そして、「日和見主義は、合法主義によって育成されている」（同前）のである。

レーニンは言っている、「もつとも先進的な、もつとも『自由な』ブルジョア共和国であろうと、ブルジョアジーのテロルが支配していないよう、社会主義革命のための煽動、ほかない方向での宣伝や組織活動が禁止されていないよう、国は、世界に一つもない。いまでもブルジョアジーの支配のもとにありますながらこのことをみとめず、ブルジョア

ヨアジーがうけいれることのできるあらゆるもの、マルクス主義からとりいて、『ただ』マルクス主義の生きた魂『だけは』、その革命性だけは、すでにさろうという『第二インターの崩壊』）カウツキー主義であり、資本家階級の分遣隊である。それは、最も成熟した日和見主義である。そして、「日和見主義は、合法主義によって育成されている」（同前）のである。

レーニンは言っている、「もつとも先進的な、もつとも『自由な』ブルジョア共和国である」と、マルクス主義からとりいて、『ただ』マルクス主義の生きた魂『だけは』、その革命性だけは、すでにさろうという『第二インターの崩壊』）カウツキー主義であり、資本家階級の分遣隊である。それは、最も成熟した日和見主義である。そして、「日和見主義は、合法主義によって育成されている」（同前）のである。

## 崩壊」と。

先進的労働者は知らなければならない。階級対立は、必ずや暴力的対決に到ることを、階級闘争は不可避的に内乱に発展することを、そして、それに勝利するためには、「古い党の頭をとびこえることによって、それを破壊することによって」、強固なプロレタリア革命党を建設しなければならないことを。

「われわれがいまなしうることのすべてのこと、われわれが、いずれにせよ、なさなければならぬすべてのこと、それは、非合法の党組織を強固に、プロレタリアートの大衆のあいだでの煽動を十倍にするために、力をそぐことである。煽動だけが、大衆のほんとうの氣分を大々的にしめすことができる。煽動だけが、党と全労働者階級との緊密な相互作用をつくりだす」（レーニン『現情勢の評価について』）。我々は、今日の危機の広さと深さを説明し、労働者階級の革命的自覚と革命的決意をよびしまし、ブルジョア專制打倒の革命的闘争へと導かなければならぬ。そうすることによって、はじめて、プロレタリア革命の勝利の大道を切り拓くことができるのである。

闘う労働者の機関紙

## マルクス・レーニン主義通信

購読料  
10回分 1,600円(郵送料込)  
20回分 3,200円(郵送料込)

ジーとブルジョア議会の法律にさからって系統的な、全面的な非合法活動をおこなつてい

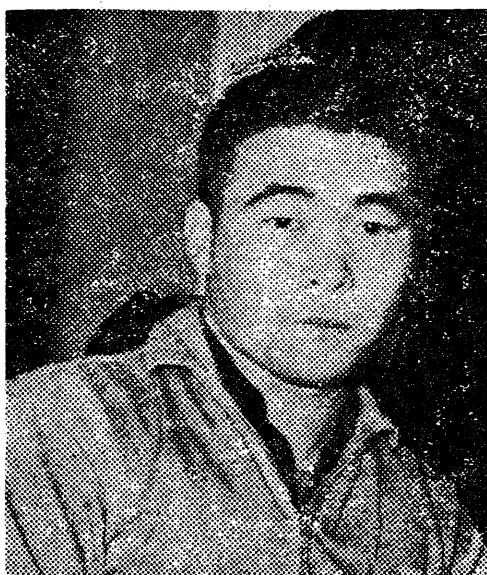
ないような党は、口さきで革命を承認することで人民をだまして裏切者とやくざもの立場に立つものであった。彼らは、「改良のための闘争、階級闘争（プロレタリアートの独裁ぬきの）、『社会主義的理想』の『一般的』承認、および資本主義と『新しい制度』との交替でもふくめて、自由主義的ブルジ

ヨアジーがうけいれることのできるあらゆるもの、マルクス主義からとりいて、『ただ』マルクス主義の生きた魂『だけは』、その革命性だけは、すでにさろうという『第二インターの崩壊』）カウツキー主義であり、資本家階級の分遣隊である。それは、最も成熟した日和見主義である。そして、「日和見主義は、合法主義によって育成されてい

る」（同前）のである。

レーニンは言っている、「もつとも先進的な、もつとも『自由な』ブルジョア共和国である」と、マルクス主義からとりいて、『ただ』マルクス主義の生きた魂『だけは』、その革命性だけは、すでにさろうという『第二インターの崩壊』）カウツキー主義であり、資本家階級の分遣隊である。それは、最も成熟した日和見主義である。そして、「日和見主義は、合法主義によって育成されてい

る」（同前）のである。



獄中闘争十六年目に入つた石川一雄氏

# 「早期再審却下」策動を粉碎せよ

**再審貫徹・石川氏奪還  
5・23狭山闘争に二万人決起**

五月三日、部落解放同盟、部落解放中央共闘、部落解放地方共闘全国連絡会議の三者共催による「石川氏不当逮捕一五周年糾弾・狭山再審要求中央総決起集会」は、東京代々木公園に、全国から部落大衆、労働者人民三万余名を結集してかちとられた。

再審貫徹・石川氏奪還をめぐる情勢は、支配の危機に対応した支配(階級)の反動攻勢の下で、きわめて厳しいものとなつてきている。政府・支配者階級はこの間、成田治安法の成立、「弁護人抜き裁判」の法制化策動と最高裁岡原の支持声明、刑法改「正」—保安処分新設策動等、諸々の反動法案・治安立法の法制化を画策し、他方では、公企体等労働者の争議行為を圧殺する一連の(逆転)判決をはじめ、労働者人民に対する反動的支配を強めている。

昨年八・九狭山上告棄却に対し、上告棄却糾弾、石川氏奪還、再審貫徹の闘いが全国各地で組織された。しかし、東京高裁は、一月十日、二月二八日の狹山弁護団との折衝の中で、「協議の内容がもれていて、公表するならば、今後弁護団との交渉に応じない」、「最高裁が上告棄却を決定したのは審理するにたる論点がなかつたからであろう」と、弁護団をどう喝し、上告棄却は正当であると、「早期再審却下」策動を強めている。さらに、再審請求の補充書

を十月ごろに提出するので、それまでの間一切の判断をしないでほしい、証拠にも手をつけないでほしい、という弁護団の要請には、「その要求はうけ入れることができない。補充書を早く提出せよ」と答えている。石川氏に対しては、三月二十四日、法務省千葉刑務当局が、「あと十年はださない」と、獄死攻撃を公然と行つてゐる。狭山再審貫徹・石川氏奪還闘争は、こうした政府・裁判所の「早期再審却下」、全ての証拠の抹殺策動・石川氏獄死攻撃(→転向強要と、まさに一刻の猶予もない重大な局面に突入している。

五・二三狭山闘争は、部落解放同盟・上杉書記長の「狭山差別裁判の真相をさらに深く全国の職場、地域、学園に浸透させ、大衆の怒りを起そう。司法の反動化と闘いぬき支配権力を打倒するまで闘いぬこう」との集会基調の提起にも明らかなように、狹山闘争を、日本帝国主義を搖がす一大政治闘争として闘かねばならないということを全体で確認した。

集会での連帯あいさつでは、全連の代表が、「障害者」差別によつて不正に逮捕されてから二五年目をむかえる無実の「死刑囚」赤堀政夫氏のアピールを読みあげ、赤堀氏と石川氏の奪還をよびかけ、さらに、ひときわ高い拍手と歓声をうけた三里塚芝山連合空港反対同盟の長谷川たけ婦人行動隊長は、三里塚廢港の闘いがすでに始まっている、石川氏還・三里塚廢港をめざし闘い抜くと力強いアピールを行つた。

そして石川氏は、獄中から長文のアピールで、「一五年をこえる苛酷な獄中生活に耐えぬくことができたのは、国家権力にたいし流血をも辞さずたたかうという若い人たちの頼もしい連帯があつたからだ。私じしんの生命を六千部落三百万きょうだいの生命とし、八〇年代へ向う部落解放闘争の戦士として自己をうちきたえ、たたかい抜く。逆流と反動を

うち破り、階級的実力闘争を基軸に、での間一切の判断をしないでほしい、狭山人民運動の一大人民共闘の発展証拠にも手をつけないでほしい、という弁護団の要請には、「その要求はうけ入れることができない。補充書を早く提出せよ」と答えている。怖におののかせるいがいに勝利の道はない。私はすべてを若い人たちに期待する」と、獄死(→転向強要攻撃)に屈することない戦闘宣言を鮮明にしている。

獄中一五周年を迎えて、身体をむしばまれながらも、部落完全解放、國家権力打倒の精神をますます強固に打ち固める石川氏を、一刻も早く、生きて奪還しなければならない。再審貫徹はその一里塚である。石川氏の血叫びに応え、石川氏無実、裁判差別の確信を一層広汎なものにしなければならない。

先進的労働者は、経済的差別を基とする資本主義社会では眞の平等はありえないことを自覚し、部落完全敵対する全ての差別主義集団、反動勢力を打ち破り、日和見主義を排し、解放の更なる前進をかちとらねばならない。部落解放闘争・狭山闘争に参入する全員の差別主義集団、反動勢力を打ち破り、日和見主義を排し、再審貫徹・石川氏奪還の一大政治闘争を組織せよ! 「八・九上告棄却」徹底糾弾! 「早期再審棄却」策動を粉碎せよ!!

アフリカ大陸における内戦の拡大は、旧宗主国—帝国主義諸国との経済権益の護持・防衛に対するソ連社帝の殴りこみによって、つまり、原料資源の獲得、新植民地主義的分割戦によって混とんとした状況を呈している。

だが、内戦の拡大という事実こそ、六〇年代の独立運動の限界(→旧宗主国への経済的従属、部族主義、人種差別主義等の結果、不可避に生みだされた黒人大衆の憤激のあらわれに他ならない。

# 南朝鮮人民の不屈の闘い 徐俊植氏への「社会安全法」適用 ——「再収監」を弾劾する

## (一)

一九七一年四月、「学園浸透スパイ団事件」の「首謀者」の一人としてデッヂあげ逮捕され、七年の重刑判決をうけ投獄されていた徐俊植「ソ・ジョンシク」氏は、刑期を終えた五月二七日、不當にも「社会安全法」が適用され「再収監」されるに至った。

この徐氏に対する「社会安全法」適用は、朴政権への忠誠拒否、非転向を続ける在日朝鮮人民、南朝鮮人民「政治犯」総体にかけられた獄死攻撃に他ならず、断じて許すことのできぬ暴挙である。

## (二)

大田「テジョン」刑務所の係員は、徐氏が「『スパイ罪を犯したことを反省もせざる転向』しないため、再犯する危険性が強いとされ保安処分を受けることになった」と告げ、成田空港を襲撃した過激派の載った新聞を見せ『おまえの息子はこれと同じだ』といった

という（五月二八日毎日）。

「学園浸透スパイ団事件」が、「韓」国陸軍保安司令部（KCIC）によるデッヂあげ事件であり、「北朝鮮スパイ団四グループ」、「五一人検挙」という大弾圧によって、朴三選阻止、軍事教練反対の闘いの虐殺を狙つたことは明白であった。この「学園浸透スパイ団事件」のデッヂあげ以降、朴政権は弾圧体制を強化するのである。

七二年一〇月「維新憲法」「維新体制」を確立した朴政権は、治安（法）体制を量的にも質的にも強めていった。

七五年、ベトナムにおける米帝の敗退と民族解放闘争の歴史的勝利、そして南朝鮮については、反朴・反日（帝）闘争、朝鮮統一の氣運の高まりを迎えた。朴政権は、七五年五月、周知の「大統領緊急措置九号」を布告し、さらに同年七月、「戦時四法」の一つ「社会安全法」を制定したのである。

## (三)

「社会安全法」は、「特定犯罪を再犯する危険性を予防し、社会復帰のための教育・改善が必要と認定される者に対して保安処分を

行なうことによつて国家の安全と社会の安寧を維持すること」（第一条）を目的としたものである。

この「特定犯罪」とは、「国家保安法」「反共法」などに規定された犯罪であり（第二条）、「保安処分」には、「保護觀察」「住所制限」「保安監護」の三種類で（第三条）、最も厳しい「保護監察処分」は、「保安監護所に収容して教化・監護する」という刑の延長に他ならない（第六条）。また処分の決定は法務部長官にあり、行政処分としてなされることによって被処分者を権力者（朴）の意のままに獄中に閉じ込め、そして、処分の期間を二年としながらも、何度も更新できる（第八条）極反動法なのである。

保安処分の免除要件の一つは、「反共精神が確立していること」（第七条第一項）、「反共精神を確立して國家に忠誠を尽くすこと」を…誓った誓約書の提出などをあげている。

朴政権への忠誠、反共精神の確立を拒否し、転向しない「政治犯」を、永久に獄中に閉じ込め続けるという「社会安全法」とは、他に類をみない極めつきの治安弾圧法である。

## (四)

徐氏は、獄中での拷問、テロによる転向攻撃に対して、「私はどんなひどい目にあっても、たとえ殺されても、転向書は書きません。」共産主義に対する確信があります。未来に対する展望があります」と、非転向を貫き通し、家族への手紙に「不幸な人びと踏みにじられた民族の現在のこの苦痛は、いつの日かゆつたりと回想される懐かしい過去の追憶に変わっていくだろう」と、朴政権に対する憎悪をえた民族の解放を目指して闘い続ける不屈の精神を鮮明にしている。

この徐氏への「社会安全法」適用は、一人在日朝鮮人「政治犯」としての徐氏個人にかけられた攻撃ではありえない。朴政権に対する批判、反政府闘争を担う全ての朝鮮人民にかけられているのである。

朴政権によってデッヂ上げ逮捕され、死刑判決が確定している基督教「チエ・チヨルギ

」氏、陳半鉉「チン・ドウヒヨン」氏、白王光「ペク・オククアン」氏、李哲「イ・テヨル」氏、康宗憲「カン・ジョンホン」氏、姜宇塗「カン・ウギョ」氏の在日朝鮮人「政治犯」六氏は、いつ処刑されるかわからない状態である。

すべての「政治犯」即時釈放、徐氏への「社会安全法」適用＝「再収監」糾弾、在日朝鮮人「政治犯」六氏への死刑執行阻止の闘いを、日朝労働者連帯の闘いでかちとらねばならない。

## (五)

ときあたかも、南朝鮮人民の反朴闘争は、五年間に政党員だったものは被選挙権がない。また最近の国会議員選挙に立候補した経験があるものも同じだ。韓国のような国柄で表面に当選する秘密は、徹底的な「政治色排除」という特殊な制度にある。まず、選挙日前三年間に政党員だったものは被選挙権がない。ソウル大「学園民主宣言」は、統一主体国民会議に対して、「六年間で、ただの一回も民族の課題である南北統一問題に積極的役割を果たさず、独裁政権維持の役割を結果的に果たしてきた」と弾劾している。そして、「宣言」は、同盟休校を呼びかけ、集会、言論等の政治活動の自由、「さらに、①維新憲法を撤廃し、民主憲法を復活せよ②大統領緊急措置を解除し、政治犯を釈放せよ③労働三権を保障せよ――など七項目の決議」（五月九日毎日）を掲げ決起している。

朴再選は、「維新体制」によって保障され、統一主体国民会議は、それを補完する反動的役割を担う組織であることは明白となつてきている。

ソウル大生をはじめとする学生、民主人士、労働者の反朴闘争は、朴政権打倒、諸々の民衆化要求を掲げ、むきだしの暴力支配に屈す

## マルクス・レーニン主義通信

ることなく持続している。

## (六)

徐氏らの獄中闘争は、在日朝鮮人、南朝鮮人民の闘いを勇気づけ、燃えさせている。

朴政権は、転向者を糾放する一方で、非転向者への言語に絶する拷問、弾圧を加え、反朴闘争の解体、虐殺を狙っている。

だが、搾取され収奪され踏みにじられた民衆の闘いは、不可避であり、それが階級闘争

の弁証法である。

日本帝国主義は、「定期閣僚会議」等により、朴政権への経済的「援助」を行ってきた。

又、延長国会において強行採決させようとし

ては、車事的にも日、米、「韓」の結びつきを

得という側面と、他方でこの法案の成立は、日本独占（石油）資本と朴政権へ莫大な資金

を提供する役割をもっているのである。

経済的「援助」を通した日「韓」ゆき、さ

れども、「有事の際」に出撃することを明らか

にしているし、日米防衛協力委は、朝鮮戦争

を射程にいれ、自衛隊の増強を計っているの

である。

## 労働者大衆に犠牲強いる国鉄値上げ

国鉄は五月一日、旅客一一六・六%、貨物一五%，平均一五%の運賃・料金の値上げを福永運輸相に申請した。

今回の値上げは、「値上げによる乗客減を予想していない……」取りやすいところから取る「値上げ案になって」という高木国鉄総裁の言葉に、その反動的性格は明らかである。

通学定期は、割引率が三%切り下げられたために四八・八%という大幅値上げになり、一方、航空、貨物トラックとの競争が激しい部門では、グリーン料金の据え置き、貨物の五%，そして、コンテナ特急の特急料金の廃止など、文字通り、「取りやすいところから取る」やり方である。

国鉄は、四年間に四度の値上げを行った。一昨年秋の五〇%という大幅値上げは、「国鉄離れ」を生みだし、国電・普通列車一四%，特急・急行一一三%，新幹線一一七%，貨物輸送量一九%と、それぞれ減少したのである。とりわけ、旅客収入の三分の一を占めていた新幹線の乗客減は、国鉄にとって最大の痛手であった。このような背景が、今回の値上げ案に色濃く反映している。

運賃法定制の緩和」「国會議決抜き」によって、「あげたい時期にあげられる」国鉄運賃は、「国鉄財政再建論」の三本柱（合理化、政府助成）の最大の武器となつた。だが、値上げだけでは「国鉄再建」に限界がある、次

は合理化、経費節減だと当局は主張し、国鉄労働者への攻撃を強めている。この運賃法定制の緩和は、社会党、総評の日和見主義者による「ベア実施」との取り引きによつて成立した。彼らの協力があつたればこそ、今回の「取りやすいところから取る」申請が可能となつた。

酒類の増税（五月一日より実施）に引きつづく、国鉄運賃の値上げは、私鉄、航空料金に連動することは火を見るより明らかである。すでに私鉄資本が、七月申請、九月実施を打ち出している。

国鉄の危機、それはいままでなく日本資本主義の危機であり、「国民の国鉄」という幻想を打ち破り、値上げによる国鉄の救済に反対しなければならない。労働者の犠牲、大衆収奪の強化によつてしか生きのびられない国鉄の危機は、資本の危機と同質であること

が一層明らかとなつたのである。

らに、アメリカ帝国主義とともに南朝鮮經濟を支配するまでに侵略を強めた日本帝国主義

すでに在日米軍（基地）は、「朝鮮有事の際、在日米軍が出動する」（二月二一日プラ

ウン長官）と語っており、「チーム・スピリット作戦78」は、横須賀、沖縄、岩国など、

とりわけ沖縄が、「有事の際」の一大出撃拠点であることが明らかとなつていて。自衛隊もまた「有事の際」に出撃することを明らかにしているし、日米防衛協力委は、朝鮮戦争を射程にいれ、自衛隊の増強を計っているのである。

自民党内では、岸をはじめとして「維新体制」「維新憲法」の研究が進められており、この間の新治安立法、刑法改「正」・保安处分新設策動と無縁ではないことを確認しておかねばならない。

在日朝鮮人への民族差別攻撃、南朝鮮人民の闘いに連帶する在日朝鮮人民への迫害、入管法攻撃等は、徐氏への攻撃と一体のものである。

「他民族を抑圧する民族には自由はない」。（在日）朝鮮人に対する民族抑圧に、労働者は反対しなければならない。

日朝労働者の終局目標は同一である。在日朝鮮人への民族差別攻撃、南朝鮮人民の闘いに連帶する在日朝鮮人民への迫害、入管法攻撃等は、徐氏への攻撃と一体のものである。

「他民族を抑圧する民族には自由はない」。（在日）朝鮮人に対する民族抑圧に、労働者は反対しなければならない。

日朝労働者の終局目標は同一である。

## 鉄鎖を碎け

●特集 共産主義者同盟系諸組織の批判

## 第2号 近刊

予価500円

## ■「烽火」派批判

観念的に「非合法党」を呼び、歴史を逆にまわそうとする戦闘主義

## ■ボルシェビキ派批判

「红旗」派の分裂はすでに用意されていた——全国委員会を清算した観念的思想サークル

## ■「赤報」派批判

共産主義的宣伝、煽動を放棄し、一面的非法活動に埋没した密教集団

## ■赤軍プロ革派・ML派批判

革命戦争路線をすてきれない赤軍二派

創刊号 発売中

わが同盟の軌跡

500円

1978年6月10日

## マルクス・レーニン主義通信

福田首相とカーター大統領の日米首脳会談は、五月三日、三時間余りの貴重な時間を費して行われた。福田の「世界のための日米の役割・分担」という大風呂敷にもかかわらず、從来のアジアの「安定」を再確認したにとどまった。また、共同声明も出さぬまま終ったが、日本側にとっては、軍備の増強、防衛分担の有益な成果を獲得する会談となつたのである。

## 潜行する日米経済対立

会談の主要議題は、①国際経済②日米経済③アジアの「平和」と「安定」であった。

①②の経済問題に関しては、長期化する不況に対して、具体的な展望や一致点を見い出すことができず、ボン会議へ両国が協力して臨むということを確認しただけであつた。

首脳会談に先だって行われた牛場・ストラウス会談では、日米間の経済対立が根強いことを示した。

ストラウス代表は、「牛肉などの農産物、コンピューターなどの政府調達品目に関する輸入拡大、関税引き下げについて、日本側にさらに積極的態度をとるよう要望。多国間貿易交渉が成功しないと、米国内の保護主義の圧力は高まつてくる」と警告し(五月四日朝日)、牛場は、米国は輸出努力などを積極的に行えと、応戦した。

首脳会談でも福田は、米国の対日赤字額の増大(三月、一〇億八〇〇〇万ドル)からする貿易不均衡の批判に対し、「対米輸出額がないほどのレベルに達している」と警告を発していること、またIMF暫定委終了後、森永日銀総裁は、「米・日・独の三国に世界退し、各国の実力に応じた努力をしていく」(五月一日朝日)と語っており、ヒーリー英蔵相も、保護貿易主義的圧力の高まりに危機を表明しており、総じて、保護主義が強まり、日・米・西独間の協力による不況克服という「機関車論」が破産したこと、つまり帝國主義間対立が拡大していることを示しているのである。

日米首脳会談においても、不況克服策を協力して遂行する方向ではなく、両国が独自に努力するという、ブロック化の方向へと進んでいることを示したのである。

## アジアでの日米帝の役割

首脳会談での重要議題であったアジアにおける日米帝の役割では、「米国の自由世界の防衛の負担が

## 「米国の経済的、軍事的プレゼンスの継続と日本の協力」(福田)

が「アジアの安定の度を強める」と確認したのである。

米(軍)の「アジア離れ」について、ブレジンスキイ大統領補佐官は、「日米連帯は両国間にとても重要なだけでなく、国際社会により広範な影響力を持つておらず、さらに拡大強化される必

約か?」にもはや興味はない」「われわれはそれ(憲法)を変える努力をすべきだ。変えられることを期待している」と、日本の軍備増強、防衛分担の増加を要望していることを明らかにした。

防衛分担費の増加分に關して、金丸防衛庁長官は三〇〇億円程度が必要であると公言し、また、この間、軍事力増強を目指す発言をくり返している。

日本の米帝(軍)の「アジア離れ」発言は、以上のようない、アジアにおける盟主を望む日帝が、米帝(軍)の後退(それはベトナム戦争における米軍の敗退に決定的に規定されている)と、アジアにおけるプレゼンスを変えることはなまら、軍事的に、アジアの支配を野望する表われに他ならない。

カーターは、「米国とのアジアにおけるプレゼンスを約束させてほしい」という現実の中で、経済的のみならず、軍事的に、アジアの支配を野望する表われに他ならない。

「日米の重大な利益が存する地域」(アジアでの日米協力の役割とは、両国協力の役割)と、日本の経済権益を共同して防衛し、政治的にも軍事的にも強化していくこと、そして、日米帝協力における日帝の経済的、軍事的比重が高まっていることを示したことである。

日米首脳会談後、福田と、米議会上院、スペークマン外交委員長(民主党)、ロング財政委員長(同)の懇談会の感想で、両委員長は、「日米の協力の拡大」を、アジア戦略の基本方針としているのである。

## 首脳会談後の福田と、米議会上院

定」(「平和」と「死活」)に對して、そして

「日米の協力の拡大」を、アジア

戦略の基本方針としているのである。

日帝の「死活」問題といふ問題に對して反動的確認を行つた。

「二つの朝鮮」を固定化する米提案の「三者会談」構想を支持し、

日本帝は、他方、アジアの「死活」と「平和」に對して、そして

「日帝の死活」問題といふ問題に對して反動的確認を行つた。

「二つの朝鮮」を固定化する米

提案の「三者会談」構想を支持し、

日本帝は、他方、アジアの「死活」と「平和」に對して、そして

「日帝の死活」問題といふ問題に對して反動的確認を行つた。

「二つの朝鮮」を固定化する米

## マルクス・レーニン主義通信

# 帝国主義、社会帝国主義の再分割戦下で 動乱・内戦深まるアフリカ大陸

## 危機に瀕する「暫定政権」

### ——ジンバブエの現状——

三月三日、愛国戦線を排した黒人稳健三派と、スミス政権の代表四人を首脳とする連合暫定政権がローデシアに成立した。

「暫定政権」は、「一二月三一日を黒人にによる多数支配国ジンバブエの独立国と設定し、新憲法の制定、一人一票制による総選挙（黒人七二人、白人二八人の議員選出）、内戦の停戦、人権保護と人種差別の除去、などを取り決めた。だが白人に留保された議席は少なくとも一〇年間変わらぬなどの白人の権利保護が随所にみられ」（四月一九日朝日）の独立協定に調印し成立したのである。

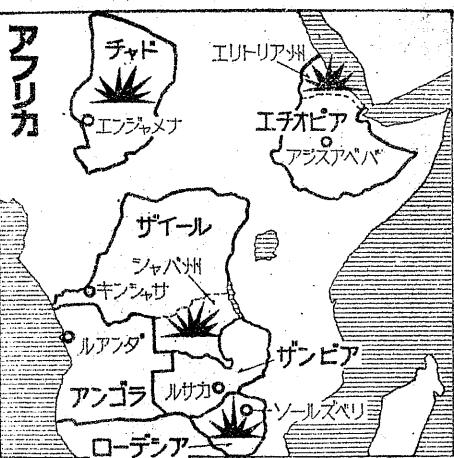
ソ連社帝の介入を警戒する英米帝は、愛国戦線を含めた「全員協議会方式」を提案した。

だが、この提案は、黒人稳健三派に強硬に反対され、拒否されたのであった。

しかし、「暫定政権」による「内部解決」路線——黒人多数支配への移行——も、また成立三ヵ月たらずで危機に瀕している。

それは、ホベ司法相が四月末に解任されることによって一挙に露呈した。統一アフリカ民族評議会（UANC）出身のホベ司法相は、「軍隊と警察部内での黒人差別待遇を一掃せねばならない」「これが変えられなければ黒人多数政権は無意味だとの主張を繰り返していいた」（五月二二日毎日）といわれ、スミス首相と他の二派の反発をよび、解認されたのである。

この事件は、「ローデシアの行政機関は、白人官僚がいうことをきかなければ黒人大臣



の意志は全く通らない仕組」（五月一六日朝日）であることを鮮明にしたばかりか、UANC支持者の多くが、解任の撤回か、暫定政権からの脱退を要求したにもかかわらず、暫定政権にとどまることによって、UANCへの不満、離反が増大する結果となつた。

そして、「社会的にも経済的にも、黒人の地位向上が暫定政権になつても一向に見られ」（五月二二日毎日）ず、居住地、学校、病院など「黑白分離」という差別状態が温存されてしまくなっているのである。

「暫定政権」は、人種差別支配、黒人の白

## 拡大する帝・社帝の軍事介入

五月一四日、ザイールのシャバ州は、反政府軍—コング民族解放戦線（FNL）の総攻撃を受け、銅鉱山の中心地コルウエジやムチャチャ等が占拠された。

独裁者モブツは、「白人大量虐殺」「四千

人のゲリラはソ連、キューバの支援を受けている」と大々的に宣伝し、「米、仏、中、ベルギー、モロッコの五ヵ国に援助を要請し」（五月一五日朝日夕刊）た。仏、ベルギー降下部隊と米軍に支援された政府軍は、現在、コルウエジの奪還に成功したが、FNLはゲリラ戦に転換し、モブツ打倒の闘いを持續している。

ザイールは、モブツの独裁政治の下で、「過去三年間のインフレ率は一二〇%にものぼった」（五月二三日朝日）物価騰貴と、食糧危機が慢性化し、貧富の差が著しく拡大している。それは、人口増加と都市への集中を生み、失業の増大によって拍車をかけている。

モブツは、一貫して反対派に対する容赦ない弾圧を繰り返してきた。昨年三月以降、FNLの反政府闘争は、そのような背景の下でモブツ政権打倒の闘いを開始し、今回の大攻勢へと発展してきたのである。

世界有数の銅鉱山やウラン、コバルトの鉱物資源を失うことはそれこそ一大事である。セ

人への従属を何等かえていざ、この政権が、黒人多数支配を準備するという幻想はくずれつつある。

他方、五月一五日「ゲリラ戦はじまって以来最大の衝突」（地元紙「ローデシア・ヘラルド」）を含め、ゲリラ戦が拡大している。政府軍には、英、仏、米の雇い兵が参加し弾圧にのりだしているが、「ローデシア内で少なくとも黒人七〇万人が白人政権の行政が及ばなくなつた解放地区に住むようになつてゐる」（ジンバブエ・アフリカ同盟、ムガベ議長）。

「暫定政権」からの黒人大衆の離反、ゲリラ戦の拡大は、ジンバブエにおける人種差別支配の終えんが近づいていることを示している。そして、そのときには英米帝等の経済権益が一掃される日となるであろう。

政府軍には、フランスが「駐留兵力を三倍

「五頁下段に続く」

## マルクス・レーニン主義通信

# 書評 「障害者教育研究1」

すなわち、斎藤論文は、「五四義務化」をブルジョア教育内での「障害児」教育の問題に狹めるこの限界を明白に示しているのである。

## 「学校選択権」論からする「五四年度養護学校義務化」批判

政府・文部省がうち出した「五四年度養護学校義務化」が一年後にせまり、すでに全国障害者解放運動連絡会議（全障連）は、十月全国総決起集会を決定し、今秋を山場としてその阻止の闘いを強化している。

そのような中には、「大西問題を契機として障害者の教育権を実現する会」が出した「障害者教育研究」一号は、「養護学校義務化と統合教育」を特集しており、一つの立場を提示している。

その特集の中核的論文「養護学校義務化とは何か」われわれはそれをどう対処するか」（斎藤光正著）は、まず「1養護学校義務化とは?」で「養護学校義務化にかかる法律上（学校教育法）のたてまえ」を述べている。それは初めに一九四七年に公布された学校教育法に謳われた「義務教育諸学校」が、小学校、中学校に加えて、四八年の「盲・聾学校小学部」、五四年の「盲・聾学校中学部」そして今度の「養護学校」によって満たされることから、「養護学校義務化は、現行学校教育法体系を前提とした、義務教育完全実施の最後のしめくくりにある」と規定している。続いて、戦後の新憲法体制下での「義務教育」は、戦前の文字通りの「就学する義務」から、「日本国憲法第二六条」国民の教育を受ける権利」規定につとり、九年間の普通教育を、当該児童・生徒全員に保障しなければならないという、保護者の「就学（させる）義務」および行政当局の「（学校）設置義務」を表わす」と転換したとし、「義務教育における保護者は、義務（子どもを就学させる義務）履行者と、権利（子どもの学習権）行使代行者との統一において把握されねばならないとしている。そして、権利のなかに「就学拒否権・学校選択権」を位置づけねばならないことを説き、「養護学校義務化問題」を説いていくという視点」を主張し、「法律を武器にする上で、保護者の権利を、

拡大の問題としてとらえかえせる」と主張するのである。

続く「2文部省の考え方と二つの批判的潮流」では、「文部省は、官僚的な尺度を個々の障害児においてしつけ、それによって天下り的に、その子の学校を規定しようとして」おり、「法律のたてまえと敵対的

「義務化完全実施」の立場であり、これに対して著者は、「学校選択権」の問題を捨象することによつて文部省の行政指導に「科学的な」とは?」「養護学校義務化にかかる危険性をもつていて」と論難している。もう一つは、「義務化絶対阻止」の立場であって、著者は、これを「普通学級への強制収容」という裏がえられた文部省路線に至りつく危険性を内包していた」と批判するのである。

それを「分離教育絶対化論（分離と統合教育の動向）」では、政府・文部省の路線を歴史的に暴露し、「障害児の統合教育を権利として認めさせ、どんなに重度の障害児にも教育を保障させようとするわれわれの路線は、この文部省路線と、

にすえること」を訴え、「学校選択権の承認」と「六二年十・一八（分類就学）の撤廃」を骨子とするスローガンを最大公約数的立場として掲げている。そして再び、「どんなに障害が重くとも、重複しつけ、それによって天下り的に、その子の学校を規定しようとして」るような条件をととのえるという

こと」「可能な限り統合教育をは、共産党・全障研に代表される官僚的な尺度を個々の障害児においてしつけ、それによって天下り的に、その子の学校を規定しようとして」るような条件をととのえるという

こと」「可能な限り統合教育を実現していくこと」を述べ、「文部省路線に対置された、個別具体的な権利実現の運動のなかからこそ、眞に実のある障害者教育の実現していくが、彼の教育が保障されない労働者階級が人口の大半をしめ、それによって支えられている

差別は、完全に普遍的なものとなつたのである。富の生産とその防衛、そして支配者の意志の浸透において「障害」をもつ人々は、剥削され、あるいは低賃金労働者

余価値のあくなき追求を本質とする資本主義社会にあって、隔離、

抹殺され、あるいは低賃金労働者として抑圧されている。

「五四義務化」は、危機にあえぐ日本帝国主義が資金奴隸制を維持するための「質のよい労働者」を生みだすことを基本とする中教審路線の能力主義教育の完成を意味するものである。それは、労働者（子弟）の競争を本性とする差別・選別教育であると同時に、非理主義、精神主義を基礎に帝国主義的差別主義、排外主義の育成・強化を狙うものに他ならない（ナチスにおいて、ユダヤ人虐殺の如きが、社会党が「学校選択権」論を実現する会」の立場の階級性をもたらさず、かつ簡潔に要約したが、この論文の、従つて「大西洋線を実現する会」の立場で、格は、社会党が「学校選択権」論を主張していることからも、明らかである。この論文は、労働者への攻撃という視角はもとより、それがその基本的性格である。マルクス・レーニン主義者は、これがその基本的性格である。

だが、資本主義がどんなに悲惨

で苛酷な結果をもたらすとしても、

子保健からはじまる健康診断体制の保健所・自治体を中心とした形成、保安処分新設策動、そして、

赤堀差別裁判・抹殺攻撃など一連の攻撃の一環としてかけられてき

ていることに注意しなければならぬ。

だが、資本主義がどんなに悲惨

で苛酷な結果をもたらすとしても、

会の構成要素たる個別家族に「障害児・者」の管理責任をおしつけ、

もつて隔離・抹殺体制を支えると、

いう構造が存在するなかで、それ

者の解放の出発点である。労働

者にとって、「障害者」差別を許

容することは、自己の資本家階級への隸属の許容と同義である。「

四年度養護学校義務化」を阻止せよ！